



講演

2023年度の地方財政見通しと 近年の動向

—「人への投資」を公務に携わる
人々の処遇改善の追い風に—

公益財団法人地方自治総合研究所副所長 飛田 博史

自治体報告

「我がまちはこんなことをしています」 黒部市下水道バイオマスエネルギー 利活用施設整備運営事業について

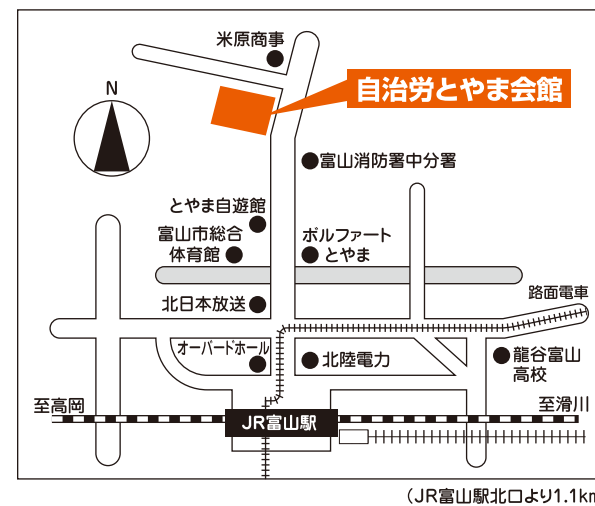
黒部市都市創造部上下水道工務課

報告

戦後農政の転換と 富山県農業・農村のゆくえ (2)

公益社団法人富山県地方自治研究センター理事長
富山大学名誉教授 酒井 富夫

公益社団法人 富山県地方自治研究センター



会議室のご案内

●3階大会議室	定員180人	学校式
●301号室	定員 75人	学校式
●302号室	定員 72人	学校式
●303号室	定員 16人	口の字
●304号室	定員 26人	口の字
●305号室	定員 22人	口の字
●306号室	定員 30人	学校式
●308号室(和室)	定員 18人	座卓

交通のご案内

徒歩 / JR富山駅北口より15分
 地鉄バス / 興人団地行き双葉町下車
 駐車場 / 80台収容(無料)

一般財団法人 自治労とやま会館

〒930-0804 富山市下新町8番16号

TEL(076)441-2200(代)

FAX(076)441-1155(代)

<http://jt-kaikan.org/>



生命を守る地方自治を

〈視点〉



公益社団法人富山県地方自治研究センター理事
富山県平和運動センター事務局次長

又市 秀治

かつて中央集権国家だった日本では、大日本帝国憲法に地方自治の規定はありませんでした。首長は政府によって任命され、地方公共団体は、地域住民への支配と戦争遂行のための政府や軍の「手足」に過ぎませんでした。市役所や町村役場には兵事係という部署が設けられ、住民への召集令状は兵事係の職員が対象者の自宅へ出向き、「召集令状を持って参りました。おめでとございませう」と言って手渡ししました。そして、住民が戦死すれば遺族に戦死公報を届け、「名譽の戦死です。おめでとございませう」と伝えました。どれほど辛い仕事だったことでしょうか。

戦後、中央集権への反省のもとに、日本国憲法に地方自治に関する規定が新設され、地方自治・地方分権が進められました。冷戦下には、「自治体の使命は住民の生命と財産を守ることだ。政府にすべてを任せておけない。」と、非核平和都市宣言を行う動きが全国に広がりました。一昨年、政府が核兵器禁止条約への署名を拒否した際も、全国の地方議会で署名・批准を求める意見書が採択されました。県内では黒部市と入善町の議会が採択しています。

ます。この事務は当初、広報活動などが中心でしたが、今は高校生らの情報を「適齢者情報名簿」として自衛隊に提供しています。一部では「名簿に載せたくない人は申し出てください。」とする自治体もありますが、ほとんどは本人も保護者も知らないまま個人情報垂れ流されています。

元衆議院議員の木間章さんは、市役所勤務時代に一時期「自衛官募集の事務」に当たっていたそうです。その部署に在籍中、一人の応募もなかったそうですが、木間さんは「食い詰めなければ本人も親も危険な職業を望まない。応募がないのは、市に産業があり安全に就職できる証であり、市として誇るべきことだ。戦後、学校の先生は『教え子を再び戦場に送るな』と言ってがんばっている。自治体も『住民を再び戦場に送るな』という考えを持ってほしいじゃないか。』と語っていました。

政府は昨年末、敵基地攻撃能力の保有や防衛費の大幅増加を盛り込んだ安保関連三文書の改定を閣議決定し、集团的自衛権の行使からの戦争突入に前のめりになっています。こんな時代だからこそ、自治体は住民の生命や財産を守るといふ使命を見つめ直し、平和を求める声を上げていくことが求められるのではないのでしょうか。

視点

生命を守る地方自治を

公益社団法人富山県地方自治研究センター理事
富山県平和運動センター事務局次長

又市 秀治

講演

2023年度の地方財政見通しと近年の動向

「人への投資」を公務に携わる人々の処遇改善の追い風に――

公益財団法人地方自治総合研究所副所長 飛田 博史

自治体報告

「我がまちはこんなことをしています」

黒部市下水道バイオマスエネルギー

利活用施設整備運営事業について

黒部市都市創造部上下水道工務課

報告

戦後農政の転換と富山県農業・農村のゆくえ(2)

公益社団法人富山県地方自治研究センター理事長
富山大学名誉教授

酒井 富夫

2023年度の地方財政見通しと近年の動向

「人への投資」を公務に携わる人々の処遇改善の追い風に

今年2月7日に2023年度の地方財政の見通しである、地方財政計画（以下「地財計画」という）が閣議決定されました。本講演ではその概要と特徴についてお話します。



公益財団法人
地方自治総合研究所
副所長
飛田 博史さん

1 地財計画の財源保障と人件費

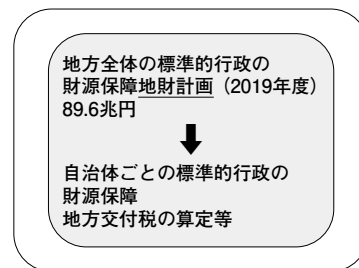
私が地方財政の研究を始めて20年以上経ちますが、最近10年間の全国的な決算状況を見ると財政の硬直度は高止まりしているものの、債務負担などは減少し、支払い余力を確保する基金が増えるなど、財政状況は改善傾向にあるといえます。しかも、ここ2年ほどは新型コロナウイルス対策の国の補助金や地方交付税の追加交付などにより、自治体にとっては潤沢な歳入増が生じ、財政の硬直度も大幅に低下しています。もちろん、これには一時的な要因が

寄与しているわけですが、そうした事情を除いても財政状況は比較的安定推移しています。こうしたなかで、今、地方財政における人件費の位置づけも変わりつつあります。従来、地方財政における人件費はもっぱらコストとして削減の対象となってきましたが、コロナ禍では保健所や公的医療機関の人手不足が顕在化し、公務労働の重要性に対する社会的理解は深まったといえます。また、岸田政権は人への投資を重視し、物価高を背景とする賃上げにも言及しています。以上のことから、公務に関する方々の処遇を改善するさ

まざまな条件が整いつつあるのではないかと思います。こうした好機を現場の賃上げにつなげるためにも、まずは地方財政の動向を知ることが必要です。今回は、3つお話したいと思います。まず1点目は地財計画という財源保障の話です。2点目は現在の地方全体の決算状況。3点目はコロナ地方創生臨時交付金についてです。この臨時交付金が自治体財政をうるおしていることもありま

資料1 地方財政計画（地財計画）の重要性

地方の一般会計決算規模（2019年度単年度ベース）
98.8兆円



交付団体 → 各自治体の新年度予算案策定へ向け、重要な条件の一つとなる

*不交付団体 2022年度73団体

*地財計画は新年度の政府予算案にあわせて概算が公表され、年明け2月前後に閣議決定される

地財計画における標準的行政とは？

法令による義務づけはなくとも普遍的な行政サービスも含まれる

地方財政計画（通常収支分）の歳出の大部分は、補助・地方単独ともに、小中高教職員・警察官等の人件費や社会保障関係費など、国の法令や制度等に基づく経費である。

地方財政計画（令和4年度）【90兆5,918億円】（単位：億円）

経費	補助	国費	
		国費	地方費
給与関係費 199,644	55,487	15,233	40,254
	地方単独 144,157	地方費 49,628	地方費 94,529
	補助 234,578	102,648	131,930
	地方単独 148,667	国の事業団等への出資金等 1,436	地方費 147,231
一般行政経費 414,433	国保・後期高齢者 14,988	地方費	
	まち・ひと・しごと創生 事業費 10,000	地方費	
	地域社会再生事業費 4,200	地方費	
	地域デジタル社会推進費 2,000	地方費	
投資的経費 119,785	直轄・補助 (公共事業等) 56,648	直轄事業負担金 5,594	国費 26,531
	地方単独 63,137	地方費	地方費 24,523
公債費 114,259		地方費	
公営企業繰出金 24,349		企業債の元利償還に係るもの 14,398	
		上記以外 9,951	
その他 33,448		地方費	

(資料) 総務省ホームページ

重要ながらも包括計上なので内訳は不明。長期抑制傾向

小中学校教職員等

地方警察官：21,381 消防職員：12,379
高校教職員：15,868
児童福祉司、ケースワーカー、公立保育所保育士等の福祉関係職員等

生活保護、介護保険（老人ホーム、ホームヘルパー等）、後期高齢者医療、障害者自立支援

警察・消防の運営費、ごみ処理、道路・河川・公園等の維持管理費、予防接種、乳幼児健診、義務教育諸学校運営費、私学助成、戸籍・住民基本台帳等 会計年度任用職員の人件費

国保都道府県繰入金、国保・後期高齢者保険基金安定制度（保険料軽減分）、国保財政安定化支援事業

国の政策等を踏まえた特別枠。交付税の行革算定は「まち・ひと・しごと創生事業費」の枠
2023年度は「デジタル田園都市国家構想事業費」に吸収

清掃、農林水産業、道路橋りょう、河川海岸、都市計画、公立高校 など
小・中学校、ごみ処理施設、社会福祉施設、道路等の事業で、いわゆる国庫補助事業の継ぎ足し単独や補助事業を補完する事業等、国庫補助と密接に関係する事業も含まれる。

上下水道、病院（高度医療等）等

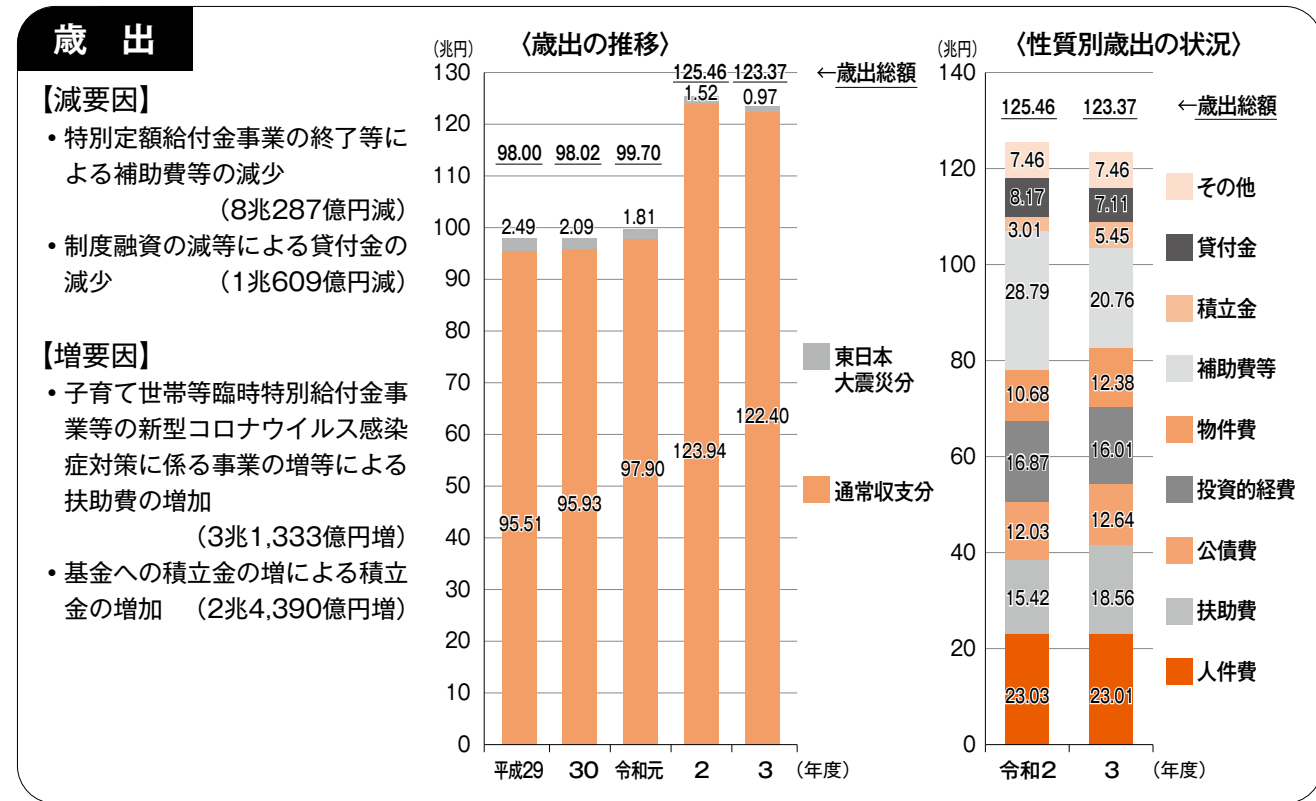
財政の新年度一般会計収支の見通しで、国会の新年度予算審議の参考資料として提出されます。ただし、同計画は収支の実態にあわせた推計ではなく、標準的行政水準の収支を見積もるので、主に法令に基づくものや全国的に行われている普遍的な行政サービス水準の範囲となります。例として資料1で2019年度の規模を見ると、地方全体の決算額は98.8兆円でしたが、地財計画では89.6兆円と、一回り小さい規模となっております。これが「標準的行政水準」といわれるゆえんです。

地財計画の最も重要な役割は、歳出見通しに見合った財源を確保するマクロの財源保障として機能する点です。具体的には歳出見通しに対し、地方税、地方交付税、国庫支出金などの通常の歳入を見込み、この結果財源不足が生じる場合、総務省と財務省の折衝を通じて地方交付税を加算

するなどして財源を確保する。地方財政対策が講じられます。また、地財計画は自治体に交付する地方交付税の総額を決定することから、各自治体の財源保障にも重要な役割を果たします。したがって、資料1の右側に書かれているように各自治体の予算編成にも影響するため、財政担当者は地財計画を注視しています。なお、2月7日に閣議決定された2023年度の地財計画は約92兆円で前年度を1.4兆円上回り、皆さんの人件費などに充てる地方税や地方交付税などの一般財源総額も65.1兆円といずれも過去最高水準となっています。

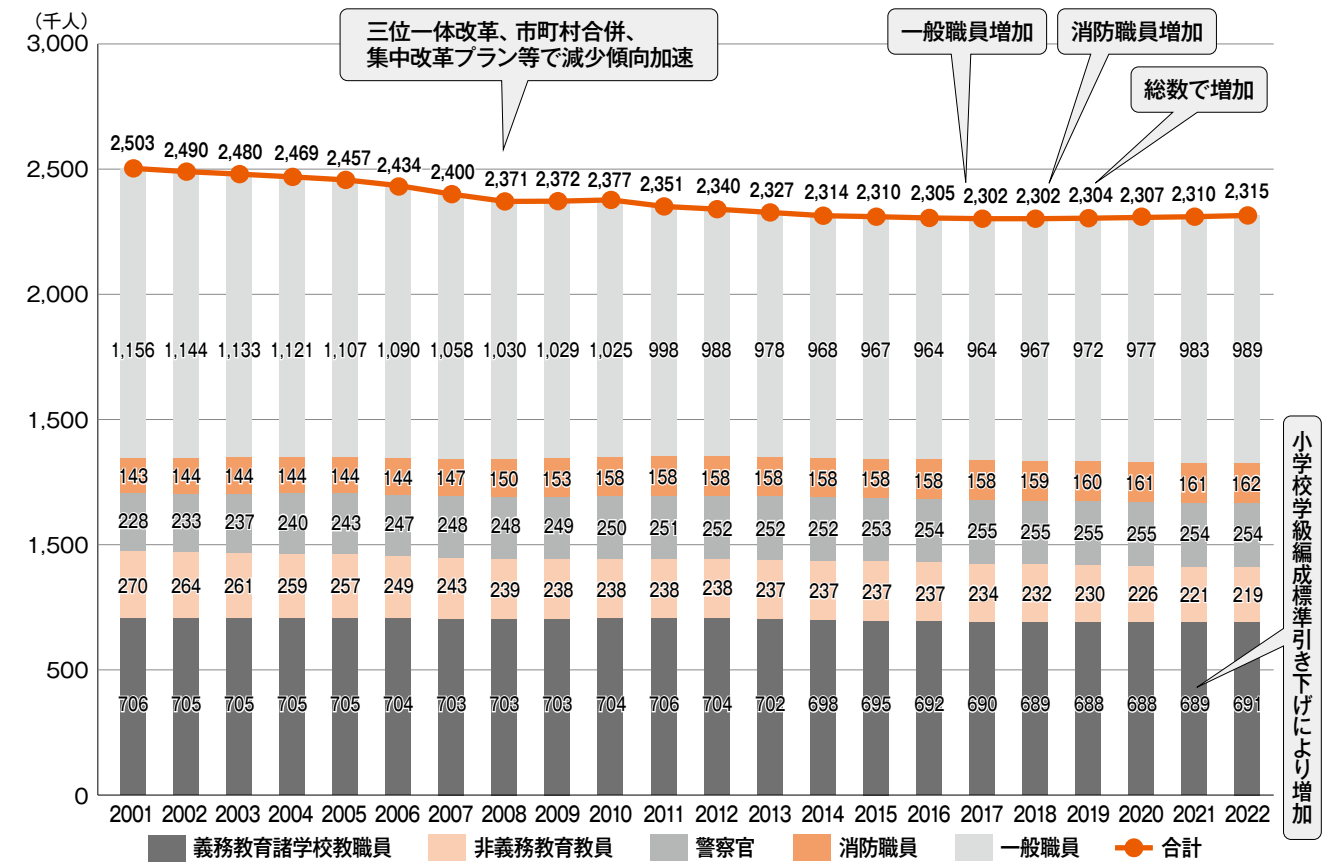
ところで地財計画では主にどのような経費が積算されているのでしょうか。資料2をご覧ください。左側に書かれているのが主要な経費項目です。地方公務員の給与などを計上する給与関係経費、社会保障や保健衛生などのソフト事業

資料4 2021年度地方普通会計決算の動向



(資料) 総務省ホームページ「令和3年度地方公共団体普通会計決算の概要」より抜粋

資料3 地方公務員の計画人員の推移



(資料) 総務省ホームページ

1兆円下回っています。ただし、退職手当分を除くと0.2兆円増えており、人件費の実質的な財源保障は近年微増傾向がみられます。この背景には地財計画上の給与単価の一部引き上げとともに、計画見積もる地方公務員の人員の拡充があります。

資料3は、2001年度から2022年度までの地方公務員の計画人員の推移を表したもので、数字は千人単位です。一番上の数字が総数で2001年度を見ると、250.3万人です。その後の推移を見ると2000年代の小泉政権の三位一体改革や集中改革プラン、市町村合併などで人員が減少の一途をたどり2017年度には230.2万人まで減少しました。しかし、その後、2017年度から一般職員、2018年度から消防職員が増加に転じ、総数でも2019年度から増加に転じました。一般職員については国の方針で児

を含む一般行政経費、道路橋りょうや公共施設などの社会资本インフラや施設整備費などハード事業を含む投資的経費などがあります。このうち人件費の財源保障は給与関係経費になります。内訳を見ると義務教育の教職員給与費は国庫負担がともなうため「補助」の項目に計上され、警察・消防、保健福祉専門職、その他一般職員などは「単独」に計上され、いずれも財源保障の対象となっています。

したがって、毎年度の地財計画で給与関係経費がいくらなのか、そのうち退職手当などを除くと前年度に比べて伸びたのかどうか、それはどのような理由があるのかといったことが注目されるわけです。

地財計画において給与関係経費はどのような目安で積算されているのでしょうか。例えば小中学校の教職員の給与は、法令に基づく基準や標準が基本となり、教職員数はいわゆる

を含む一般行政経費、道路橋りょうや公共施設などの社会资本インフラや施設整備費などハード事業を含む投資的経費などがあります。このうち人件費の財源保障は給与関係経費になります。内訳を見ると義務教育の教職員給与費は国庫負担がともなうため「補助」の項目に計上され、警察・消防、保健福祉専門職、その他一般職員などは「単独」に計上され、いずれも財源保障の対象となっています。

したがって、毎年度の地財計画で給与関係経費がいくらなのか、そのうち退職手当などを除くと前年度に比べて伸びたのかどうか、それはどのような理由があるのかといったことが注目されるわけです。

地財計画において給与関係経費はどのような目安で積算されているのでしょうか。例えば小中学校の教職員の給与は、法令に基づく基準や標準が基本となり、教職員数はいわゆる

の標準法にもとづき、給与水準については国庫負担金の単価で決まります。一方、一般職員などはこうした基準がないので、定期的に行われている地方公務員給与の実態調査と人事委員会勧告を勘案して見積もられます。

地財計画はもっぱら国が決める財源保障枠ですが、その積算には地方行政のさまざまな実態が反映されていて、給与関係経費もその一つです。したがって、自治体が行政水準を自ら引き下げていけば、財源保障枠を縮小する要因となり、皆さんの人件費も各自治体が行革を通じて削減を続けていけば、それが標準となり地財計画の財源保障を細らせることとなります。人件費に限らず地方行政のいわばナショナルミニマムを上げていくためには現場の取組が非常に重要だということです。

2023年度の給与関係経費は19.9兆円と前年度を0.

資料4は、昨春秋に公表さ

2 自治体財政の動向

では地方財政の現状はどうなのかというのが2点目のお話です。

最近まで給与関係経費が抑えられてきたので、当局も「財源保障が減らされているから給与は増やせないよね」という言い訳ができましたが、現在ではそうした状況にはないということです。

児童虐待対策として児童福祉司や児童心理士、新型コロナウイルス感染症対応の保健師の増員がはかられたことが影響していますが、これらを除くその他一般職員についても増加傾向がみられることは注目されます。また2021年度からは小学校の学級編成標準の引き下げで義務教育諸学校教職員も増員傾向にあります。このように地方公務員に関する標準的行政水準は全般的に拡充傾向にあります。

れた2021年度の地方自治体普通会計決算の歳出の状況です。

まず、歳出の推移をみると新型コロナウイルス対策にともない2020年度、2021年度と2年連続で突出しています。この間、新型コロナウイルス対応の地方創生臨時交付金の創設や2020年度の国民一人に10万円を給付した特別定額給付金事業、2021年度の子育て世帯等臨時特別支援事業など、いずれも国庫補助事業として実施したことによるものです。

内訳を見ると補助費等が高い割合を占めています。これは今お話ししたコロナ対策関連の補助事業によるもので、例年であれば9兆円台なので著しい規模拡大となったことがわかります。そのほか、貸付金も例年の4兆円から2倍前後伸びています。これはコロナ禍における個人や企業支援のための貸付金の増額によるものです。扶助費は2021年度に大幅

などにともなう飲食店への休業・時短要請の協力金などの財源として積極的に活用されてきました。後で改めて触れますが、協力金の負担については追加的な負担が生じた場合でも別枠の追加交付がされるため、自治体はほぼ実質的な負担をともなわずに支出できるものでした。

歳入のうちもう一つ重要なのは、コロナ禍で一般財源が確保されたことです。皆さんの給与は主に資料のオレンジ色の枠で囲った一般財源から支払われます。一般財源は主に地方税、地方交付税などからなり、ご覧の通り、コロナ禍にもかかわらず2020年度から2021年度にかけて地方税、地方交付税ともに伸びており、特に地方交付税が2.5兆円も増加しています。

地方交付税の増加にはいわゆる再算定による追加交付が大きく寄与しています。地方交付税は国の新年度予算にお

に伸びています。一般的には生活保護費などが含まれる項目ですが、この伸びは先ほどの子育て世帯等臨時特別支援事業が主な要因となっています。

次に歳入の状況について資料5で見てください。

この間、歳出の大幅な伸びにともなう財政負担は、国の補助金で多くがまかなわれたといえます。資料のうち「歳入の状況」をみると国庫支出金が2020年度は37.4兆円、2021年度も32.02兆円でこれらは例年の倍近い金額です。これだけ補助金が膨らんだ理由は補助率100%のコロナ対策関連補助金が多く盛り込まれたためで、例えば先ほどの特別定額給付金や地方創生臨時交付金などがこれに該当します。

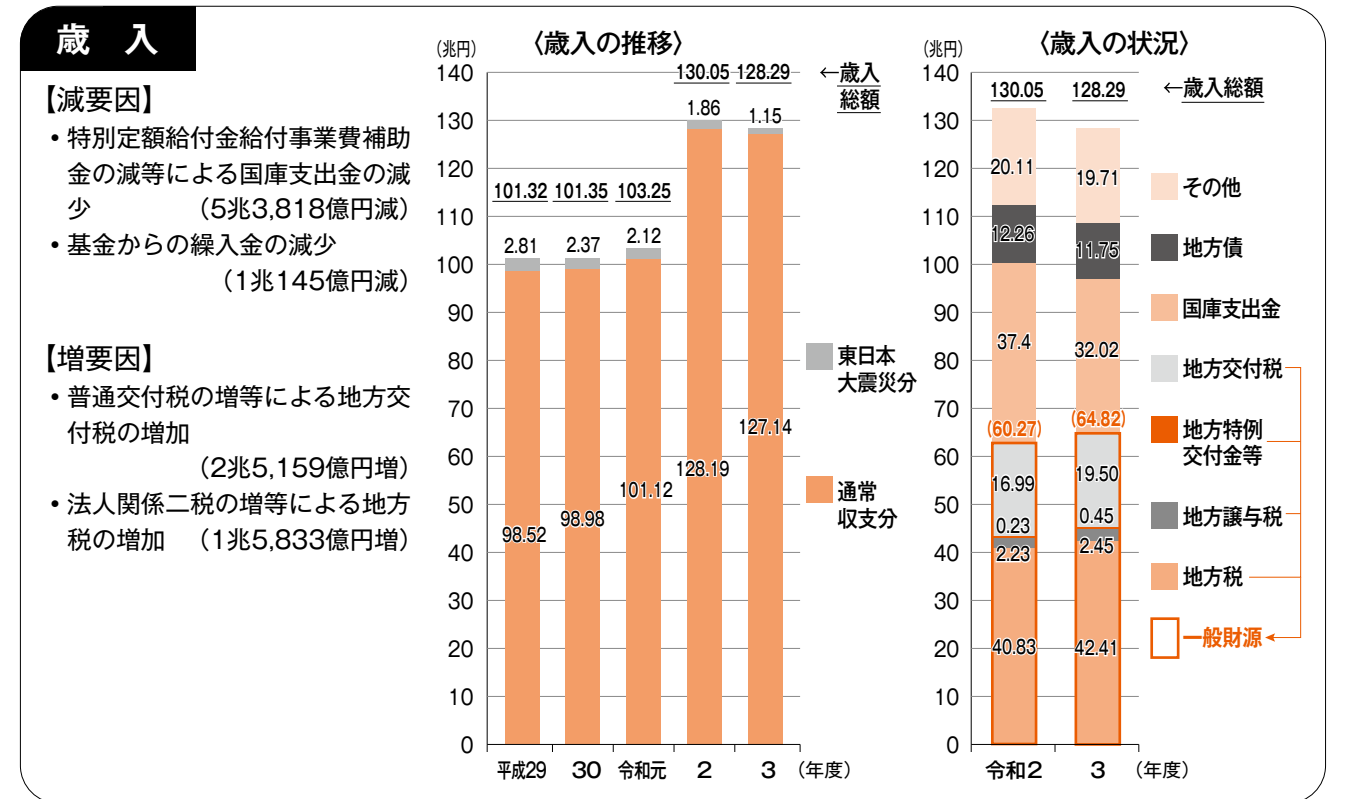
このうち地方創生臨時交付金は、国の経済対策にともなう補助事業の裏負担や補助金を伴わない単独事業に充当できるもので、例えばコロナ禍の感染防止対策や緊急事態宣言

ける国税5税(所得税、法人税、酒税、消費税、地方人税)の一定割合、これを法定率分と呼んでいます。これらが原資となっています。2021年度はこの法定率分が当初の見込みよりも大幅に上回る見通しとなったことから、増収分の一部となる約2兆円が再算定というカタチで追加交付されました。なお、このうちの4分の3は臨時財政対策債という地方交付税に代わる自治体の借金返済の基金に充てる分ですが、残りは真水の一般財源増収分となりました。

これにより皆さんの自治体にも地方交付税が年度半ばに追加交付されており、程度の差はあれ、思わぬボーナスとなったはず。

なお、今(2022)年度も国税見通しが当初を上回ったことにより、交付税の再算定が昨年12月に行われており、2年連続で一般財源が充実したことを皆さんも覚えておいてい

資料5 2021年度地方普通会計決算の動向



(資料) 総務省ホームページ「令和3年度地方公共団体普通会計決算の概要」より抜粋

ただきたいと思えます。

このように直近の一般財源の伸びは一時的な要因も含まれていますが、中長期的にみても一般財源は微増傾向がみられます。こうしたなかで人件費に充てる割合はどのように推移しているのでしょうか。資料6の下を図をご覧ください。この折れ線グラフは一般財源に占める人件費の割合の推移を2010年度から表したものです。都道府県、市町村を合わせた純計で見ると2011年度から2012年度までは30%台であったものが、その後30%を割り2020年度は28.0%まで低下しています。少し細かくみると2013年度は東日本大震災の復興財源の確保を目的に地方公務員給与の臨時削減というのがありました。この削減自体は年度限りで復元したはずですが、割合では低下したまま推移しています。2017年度は都道府県と市町村で大きく変動して

いますが、これは義務教育職員給与負担の道府県から政令市への権限移譲によるもので、純計では0.1ポイントの減少にとどまっています。2020年度は会計年度任用職員制度が導入され、従来、物件費に計上されていた非正規職員の賃金等が人件費に計上されたため市町村では上昇していますが、都道府県ではこれを含めても大きく減少しています。この減少については、別の政府資料(令和2年度都道府県普通会計決算の概要)を参照すると職員給与退職金の減等による人件費の減少が可能性としては考えられますが、正確な原因は不明です。

この間、都道府県では少子化にともなう公立学校教職員の減少や行政ニーズの低下による人件費の自然減などの要因があるものの、一方では社会保険や保健衛生などでは、コロナ禍も相まって人手不足といわれています。そうしたなかで人件

自治体の一般財源の持ち出しが抑制されたことなどの特別な要因が含まれていますが、中期的にみても明確な減少傾向はみられません。少なくとも全国的に見ると将来負担に充てる財源が一定程度確保されているということが言えそうです。

これまで普通会計決算に基づく地方財政の全国の特徴についてお話ししてきました。もちろん、あくまで大都市圏、地方圏をひとまとめにした動向であり、皆さんの自治体でも同様の傾向にあるとは必ずしも言えません。全国的な状況に照らして皆さんの自治体はどうなのか、これを見極めるにはそれぞれの財政分析が必要で。

ここで富山県内市町村の直近の決算を見てみましょう。

収支の傾向についてはおおむね全国と同じ傾向で、特に一般財源については交付税の再算定があった2021年度、2022年度にかけて顕著に増加して

基礎となる基準財政需要額への全額算入)することから、実質的な地方負担のない借金と見なされます(これには異論もありますが)。したがって、後者の5、170億円の減少が実質的な債務残高の減少と見ることができ、地方の将来債務の減少傾向は続いています。

一方、将来負担へ備える貯金については「積立金現在高C」をご覧ください。いわゆる基金には、当座の財源不足の補てんに充てられる財政調整基金、将来的な債務返済に備えた減債基金、特定の事業支出に備えて財源を確保する特定目的基金があり、財政運営の健全性を見る上で重要な項目です。2年間の推移をみると3兆2、078億円の増加となっており、このうち財政運営の余裕度をみる財政調整基金は1兆6、793億円の増と大幅に伸びています。この背景にはコロナ禍の地方創生臨時交付金などの潤沢な国庫補助により、

次に経常収支比率を見てみましょう。過去9年間の推移をみると市町村平均90%未満で推移しており、直近2年間では2020年度が87.7%、2021年度が83.4%と中期のいずれでみても全国市町村平均を大きく下回っており、県内市町村はおしなべて財政が弾力的で財政運営に余裕があることがわかります。資料では人件費の比率も示されていますが、これもおおむね20%を下回っており、この間の全国平均が23~26%台であることから、人件費の抑制が財政の弾力性に大きく寄与していることがうかがえます。

資料7 地方債残高等と積立金残高の状況

- (1) 地方債現在高は前年度と比べて252億円減(0.0%減)の144兆5,810億円、債務負担行為額は7,550億円増(4.3%増)の18兆1,645億円、積立金現在高は3兆2,078億円増(14.2%増)の25兆8,083億円となった。
- (2) 積立金の内訳については、財政調整基金が1兆6,793億円増(23.1%増)、減債基金が7,363億円増(34.3%増)、その他特定目的基金が7,922億円増(6.0%増)となった。
- (3) 地方債現在高に債務負担行為額を加え、積立金現在高を引いた額は、前年度と比べて2兆4,780億円減(1.8%減)の136兆9,372億円となった。

区分	令和3年度	令和2年度	増減額	増減率
地方債現在高 A	144兆5,810億円	144兆6,062億円	▲252億円	▲0.0%
地方債現在高(臨時財政対策債除き)	90兆4,736億円	90兆9,906億円	▲5,170億円	▲0.6%
債務負担行為額 B	18兆1,645億円	17兆4,095億円	7,550億円	4.3%
積立金現在高 C	25兆8,083億円	22兆6,005億円	3兆2,078億円	14.2%
内訳				
財政調整基金	8兆9,630億円	7兆2,837億円	1兆6,793億円	23.1%
減債基金	2兆8,843億円	2兆1,480億円	7,363億円	34.3%
その他特定目的基金	13兆9,610億円	13兆1,688億円	7,922億円	6.0%
A+B-C	136兆9,372億円	139兆4,152億円	▲2兆4,780億円	▲1.8%

<(参考) 積立金の増減額>

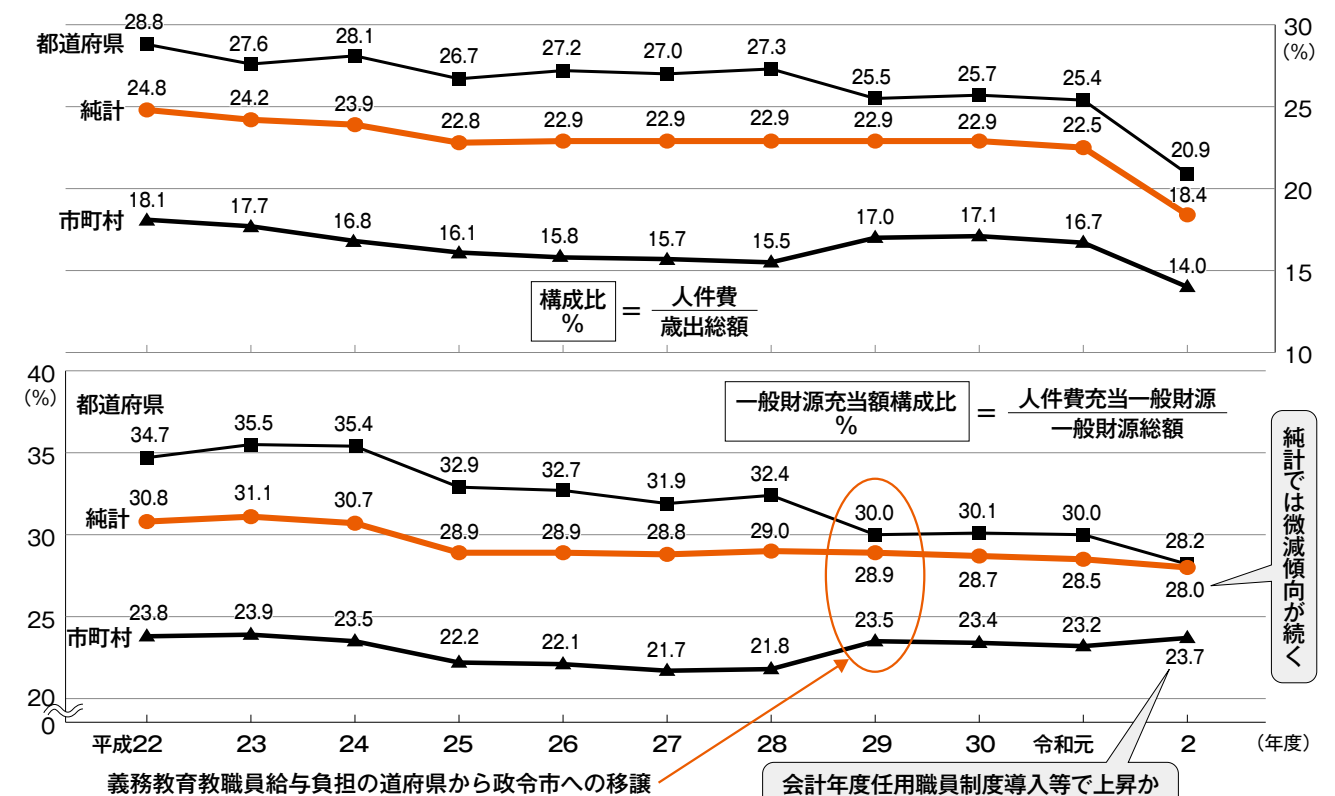
区分	積立額	取崩し額	積立金増減額
積立金総額	5兆7,705億円	2兆5,627億円	3兆2,078億円
内訳			
財政調整基金	2兆2,988億円	6,195億円	1兆6,793億円
減債基金	9,146億円	1,783億円	7,363億円
その他特定目的基金	2兆5,572億円	1兆7,650億円	7,922億円

財政基金は2018年度以降ゆるやかに減少してきたが、新型コロナウイルス感染症対策の補助金(地方創生臨時交付金)で財源に余裕が生じた可能性

※積立金増減額は、積立額(歳出決算額+歳計剰余金処分による積立)から取崩し額を差し引いたものである。

(資料) 総務省ホームページ「令和3年度地方公共団体普通会計決算の概要」より抜粋

資料6 人件費の推移



(資料) 総務省「令和4年度地方財政白書」より抜粋

「新型コロナウイルス対応」を掲げながら必ずしも新型コロナウイルスとは関係ない事業目的へと変容しています。

ここで各自治体への交付の仕組みについて触れておきます。まず資料9（2021年度までの地方創生臨時交付金）右下の所管及びスキームををご覧ください。内閣府が予算を所管し、自治体は国から通知される交付限度額にもとづきコロナ対策に係る実施計画を内閣府に提出します。内閣府がこれを確認し、事業内容に応じて各府省に予算を移し替えて交付されます。

各自治体に対する主な交付限度額については客観的な算定を通じて国から示されます。資料の左側の「地方単独分」の内容をご覧ください。補正予算ごとに指標が異なりますが、2020年度第3次補正以降では「感染症対応分」と「地域経済対応分」からなり、人口・事業所数、感染状況、年少者・

高齢者の比率、財政力などにもとづき交付限度額が算出されます。自治体はこの限度額をもとに事業計画を策定し交付申請する仕組みとなっています。

したがって、コロナ対策という用途の緩い縛りはあるものの、必ずしも特定の事業を実施するための補助金ではないため、自治体からすると一般財源に近い使い勝手のよい財源と言えます。

全国的にはどのような事業に交付金を充てているのでしょうか。比較的最近提出された実施計画にもとづいて見てみましょう。資料10は2022年第3回実施計画の項目別の集計結果で、主要項目別に事業数と交付対象経費が記載されています。この時期はすでにポストコロナを見据えた内容となっており、従来の新型コロナウイルス感染症の拡大防止に加え、「ウイズコロナ」下での社会経済活動の再開と次なる

資料はあくまで市町村全般です。皆さんの自治体の決算データを検証することにより、同様のことが言えるか明らかにできるでしょう。物価高を背景に賃上げが要求できるチャンスでもあるので是非財政分析に取り組んでみてください。

3 新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金の動向

最後に、新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金の動向についてお話しします。

同交付金は初の緊急事態宣言が発表された2020年4月の第1次補正予算で創設され、その後の補正予算や予備費を財源に予算枠を拡大してきました。

資料8は2022年度半ば時点での地方創生臨時交付金の累積予算の推移です。総額で16.4兆円となっていますが、2022年12月の第2次補正予算で増額されたため、直近

交付金による実施事業の概況が示されており、地方単独事業分、協力要請枠などが大半を占めています。このうち地方単独事業分では、マスクや消毒液の確保といった感染拡大防止や医療体制の整備、事業者への融資や生活困窮者支援などの雇用維持・継続対策、地域経済活性化、デジタル化の推進などが含まれています。

都道府県では感染防止や医療体制の整備に加えて、飲食店等への協力が主要な支出とみられ、これに協力要請推進枠、事業者支援枠が加わって、ほぼ自治体負担をゼロとしています。

このように新型コロナウイルス対策で始まった交付金ですが、2022年度になると「コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分」「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」といった事業枠が加わり、

資料9 2021年度までの地方創生臨時交付金

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

R4.3.31時点
内閣府 地方創生推進室

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止とともに、感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活を支援し地方創生を図るため、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策（令和2年4月7日 閣議決定（4月20日変更）」）及び「新型コロナウイルス感染症総合経済対策（令和2年12月8日閣議決定）」、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策（令和3年11月19日閣議決定）」への対応として、地方公共団体が地域の实情に応じて、きめ細やかに必要な事業を実施できるよう、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を措置。

●地方単独事業分
(令和2年度第1次補正)

- 人口、財政力、感染状況等に基づき算定 (0.7兆円)
- ※このほか、0.3兆円は国庫補助事業等の地方負担分

(令和2年度第2次補正)

- 家賃支援を含む事業継続や雇用維持等への対応分 (1兆円)
人口・事業所数を基礎に、感染状況等に基づき算定
- 「新しい生活様式」を踏まえた地域経済の活性化等への対応分 (1兆円)
人口・年少者・高齢者の比率、財政力等に基づき算定
※500億円を今後の感染拡大に備えて留保

(令和2年度第3次補正)

- 感染症対応分 (0.5兆円)
人口・事業所数を基礎に、感染状況等に基づき算定
- 地域経済対応分 (0.5兆円)
人口・年少者・高齢者の比率、財政力等に基づき算定
※このほか、0.2兆円は飲食店への協力金等のための即時対応分
0.3兆円は国庫補助事業等の地方負担分

(令和3年度補正)

- 感染症対応分 (0.5兆円)
人口・事業所数を基礎に、感染状況等に基づき算定
- 地域経済対応分 (0.5兆円)
人口・年少者・高齢者の比率、財政力等に基づき算定
※このほか、0.2兆円は今後の感染状況を踏まえて留保
0.3兆円は国庫補助事業等の地方負担分

●国庫補助事業等の地方負担分
各省所管の国庫補助事業等の執行状況に応じて各地方公共団体に配分。

●事業者支援分
感染症の影響を受ける事業者の支援、感染症防止強化策・見回り支援等に活用。計6,000億円（予備費による令和3年4月30日追加等、都道府県分5,000億円、市町村分1,000億円）

●協力要請推進枠等
時短要請に応じた飲食店等に対して、地方公共団体が協力金の支払い等を行う場合に、地方創生臨時交付金を追加配分する。計8.6兆円

●検査促進枠
登録事業者が無料で行うPCR等検査への支援に対して、地方創生臨時交付金を追加配分する。計0.3兆円

●所管及びスキーム 内閣府（地方創生推進室）
※ただし、各府省に移し替えて執行

内閣府（地方創生推進室）

③移替

各府省

都道府県・市町村

④執行

①実施計画
提出

②確認

(資料) 内閣府地方創生推進室ホームページ

資料8 地方創生臨時交付金の累積予算の状況

●新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止とともに、感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活を支援し地方創生を図るため、地方公共団体が地域の实情に応じてきめ細やかに必要な事業を実施できるよう、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を措置。

●地方創生臨時交付金は、令和2～4年度の補正予算・予備費において、地域の实情に応じたコロナ対策に活用できる地方単独分や、営業時間短縮要請に応じた飲食店への協力金の支払い等に充てる協力要請推進枠、コロナ禍における物価高騰に対応するための電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金などを合わせ、計16.4兆円が措置されている。

◆地方創生臨時交付金の累計措置額

さらに…2022年度第2次補正（2022.12.2成立）
国庫補助事業等地方負担分・検査促進分：7,500億円
新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費：3兆7,400億円

2022年度 地方創生臨時交付金

電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金 (0.6兆円)
コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分 (0.8兆円)
検査促進枠 (0.3兆円)
事業者支援分 (0.6兆円)
協力要請推進枠 (8.6兆円)
地方単独事業分 (4.65兆円)
国庫補助事業等の地方負担分 (0.8兆円)

計：16.4兆円

(資料) 財政制度審議会建議（2022年11月29日）資料より抜粋

危機への備え、未来社会を切り拓く「新しい資本主義」の起動、コロナ禍における原油価格・物価高騰等への対応に分類されています。

事業数で見ると、最も多いのはやはり感染防止対策関連の48.3%ですが、これに次ぐのは原油価格・物価高騰対策の37.0%と「コロナ禍」とは書いてありますが、もはや一般的な経済対策の様相を呈しており、交付金自体の政策目的が明らかに変化しつつあることが改めてうかがえます。

どのような事業を行うかは国の要綱を踏まえて自治体の実施計画に盛り込むわけですが、実際には国から推奨メニューが示されており、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金では、生活者支援として学校給食等支援やプレミアム商品券など、事業者支援として中小企業、地域公共交通、地域観光業等に対するエネルギー価格高騰緩和

策などがあげられています。客観的算定を通じた交付限度額が示されるとはいえ、あくまで実施計画の目安であり、実際の交付を受けるために推奨メニューに沿った事業選択となる傾向がみられます。

資料11は同じ時期の県及び県内市町村の実施計画について、項目別件数の構成比を集計したものです。グラフのローマ数字と英数字からなる凡例は資料10の項目の分類に該当するもので、例えばI-1は新型コロナウイルス感染症の拡大防止の医療提供体制の強化を示しています。図で具体的な項目をすべて表すことができないので、構成割合の小さいものはこの類型で記載しています。

まず県で最も多いのは「デジタル田園都市国家構想」（地方を活性化し、世界へとつながる「デジタル田園都市国家構想」）で、事業数の約半分を占めています。事業内容はさまざまですが、例えばSNSを

例えば学校給食費や子ども医療費の負担軽減策などは県内でも多くの自治体で取り組まれており、その存廃は住民生活にとって大きな影響をもたらします。これらも含め県内市町村のさまざまな事業について、各実施計画の内容や執行状況、今後の事業選択などについて検証が必要と思われる。

以上、かなり駆け足でお話ししてきましたが、コロナ禍における国税、地方税の収収の上振れや国の経済対策などがあいまって自治体の財政状況は好転し、さらに岸田政権では人口減少社会における人への投資、物価高での賃上げを打ち出していることから、これまでなかなか語られてこなかった公務労働関係の賃上げの可能性が少し開けてきたといえそうです。こうした流れの中で、自治体においても県本部単位や単組での処遇改善を要求していく好機であり、その際の本格的情報として財政分析が不

可欠です。「うちの自治体は当局が言うほど困っているのか」「財政状況の好転が言われる中で、うちの自治体はどの程度その流れに沿っているのか」など、さまざまな疑問点を分析により検証してください。その結果を当局との処遇改善の交渉に役立て、皆さんがより前向きに業務に携われるような状況をつくっていただきたい。とりわけ若者が地方公務員になりたいと思えるような雇用環境をつくり、その上でやりがいをもって地域に貢献する将来像を期待したいと思います。

以上で私の話は終わらせていただきます。

資料10 2022年第3回地方創生臨時交付金実施計画内容

経済対策の項目別集計結果

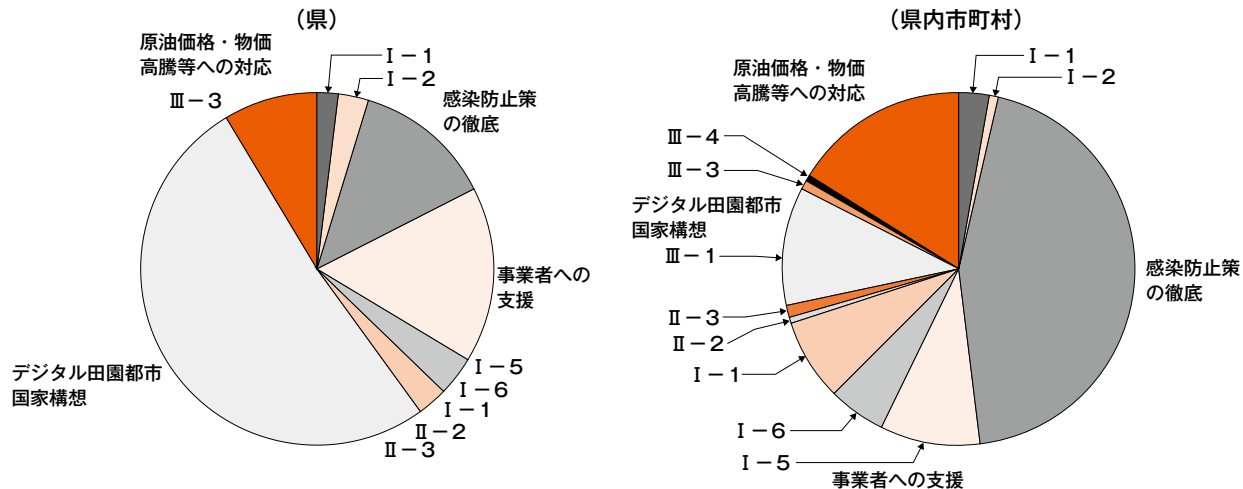
項目*	事業数	交付対象経費
I. 新型コロナウイルス感染症の拡大防止	26,932事業 (48.3%)	9,572億円 (34.5%)
1. 医療提供体制の強化	1,296事業 (2.3%)	2,002億円 (7.2%)
2. ワクチン接種の促進、検査の環境整備、治療薬の確保	931事業 (1.7%)	1,169億円 (4.2%)
3. 感染防止策の徹底	15,389事業 (27.6%)	2,128億円 (7.7%)
4. 事業者への支援	5,409事業 (9.7%)	3,237億円 (11.7%)
5. 生活・暮らしへの支援	3,789事業 (6.8%)	1,019億円 (3.7%)
6. エネルギー価格高騰への対応	118事業 (0.2%)	19億円 (0.1%)
II. 「ウィズコロナ」下での社会経済活動の再開と次なる危機への備え	3,685事業 (6.6%)	912億円 (3.3%)
1. 安全・安心を確保した社会経済活動の再開	3,648事業 (6.5%)	909億円 (3.3%)
2. ワクチン・治療薬等の国内開発	7事業 (0.0%)	2億円 (0.0%)
3. 感染症の収束に向けた国際協力等	30事業 (0.1%)	1億円 (0.0%)
III. 未来社会を切り拓く「新しい資本主義」の起動	4,507事業 (8.1%)	975億円 (3.5%)
1. 科学技術立国の実現	187事業 (0.3%)	40億円 (0.1%)
2. 地方を活性化し、世界とつながる「デジタル田園都市国家構想」	4,049事業 (7.3%)	883億円 (3.2%)
3. 経済安全保障	33事業 (0.1%)	10億円 (0.0%)
4. 公的部門における分配機能の強化等	238事業 (0.4%)	43億円 (0.2%)
IV. コロナ禍における原油価格・物価高騰等への対応	20,592事業 (37.0%)	16,311億円 (58.7%)
1. 原油価格高騰対策	6,758事業 (12.1%)	5,181億円 (18.7%)
2. エネルギー・原材料・食料等安定供給対策	2,652事業 (4.8%)	1,803億円 (6.5%)
3. 新たな価格体系への適応の円滑化に向けた中小企業対策等	977事業 (1.8%)	1,839億円 (6.6%)
4. コロナ禍において物価高騰等に直面する生活困窮者等への支援	10,205事業 (18.3%)	7,487億円 (27.0%)
総計	55,716事業 (100.0%)	2兆7,770億円 (100.0%)

※：上記の項目は、地方公共団体の自己選択に基づき分類。
（資料）内閣官房ホームページ

活用した観光振興、旅行需要のデータ分析、リモートワークの推進などがあります。

一方、市町村については「感染防止策の徹底」が4割強を占めており、アルコールやマス

資料11 2022年度第3回提出地方創生臨時交付金実施計画の事業内容



（資料）内閣官房ホームページデータより作成

黒部市下水道バイオマスエネルギー利活用施設 整備運営事業について

黒部市都市創造部上下水道工務課

黒部市の汚水処理事業

本市における汚水処理事業は、公共下水道事業、農業集落排水処理事業、合併処理浄化槽設置補助事業により整備

しており、その整備率は令和3年度末現在で96.0%と概成に近づきつつあり、今後も公共下水道未普及地域について精力的に整備を進めることとしています。

また、人口減少や節水型の水道機器の普及に伴い使用水量が減少していることから、処理施設の維持管理の効率化を図るため、農業集落排水処理

施設9箇所を廃止し、公共下水道に統合する計画としており、順次統廃合を実施しています。

事業実施までの背景

黒部浄化センターから発生する下水汚泥の処理は、その全量を埋立処分など外部委託していましたが、委託先の休止や閉鎖・処分費の高騰などのリスクを抱えており、このリスクに対応できる新たな処理システムの確立が課題となっていました。

一方、これまで黒部市の浄化槽汚泥や農業集落排水汚泥を処理していた黒部市周辺2市

2町で構成される新川広域圏事務組合のし尿処理施設が、老朽化による更新工事において、生し尿のみを処理することとなりました。このため、浄化槽汚泥や農業集落排水汚泥は、新たに各自治体で個別に処理しなければならぬ状態となりました。

また、地球温暖化問題や、資源・エネルギー需給の逼迫が懸念される中、持続可能で循環型社会に適応した汚泥有効利用方法が求められていました。

こうした諸問題を解決するため、下水汚泥、農業集落排水汚泥と混合・濃縮調整し、PFI事業者が建設したバイオマスエネルギー利活用施設に投入します。

水汚泥、浄化槽汚泥及び食品残渣をバイオマス資源として位置付け、地球温暖化防止、エネルギー利用も含めた新たなリサイクルプロセスを創出することになりました。

PFI事業の導入

黒部市のような小さな地方自治体が、バイオマス利活用に関して限られた情報により実施する従来型の公共事業では、新技術に適応した事業が円滑に実施できないことが懸念されました。

また、これまでは黒部市で下水汚泥の最終処分先を確保

してきましたが、今後は民間事業者が汚泥処理から有効利用までの一連の事業を委ねた方が、新たな利用先を安定して確保できるのではないかと考えました。

そこで、民間事業者が持つ経営ノウハウや最新バイオマス

利用技術の活用、乾燥汚泥の流通先の確保やコスト削減といった観点からPFI（プライベート・ファイナンス・イニシアチブ。民間資金等活用事業）を導入し、民間事業者が下水

道バイオマスエネルギー利活用施設の設計・建設・維持管理

及び運営の事業全般を委ねることになりました。

事業の概要

市内各施設から収集されてきた農業集落排水汚泥と浄化槽汚泥を、黒部浄化センターの外部汚泥受入施設で受け入

一方、事業系食品残渣であるコーヒー粕を近隣企業から受け入れ、PFI事業者が搬入します。

これは、施設運転の負荷変動低減と、バイオガスを確保するために定量的かつ安定して調達可能な事業系食品残渣を、PFI事業者に供給するものです。

また、各家庭から排出される食品残渣についても単体ディスポーザを使用し、分流式の下水道管渠を通じて黒部浄化センターに集約し、下水汚泥として回収することとしました。

このことは、収集運搬や分別作業が不要になるというメリットがあり、ゴミ出しやゴミ処理費用の軽減が図れるなどの副次的効果も期待できます。



バイオマスエネルギー利活用施設 全景

表1 事業概要

バイオマス受入量 (R8年度計画値)	①下水汚泥（濃縮汚泥） *ディスポーザ由来の汚泥含む。 ②農業集落排水汚泥（濃縮汚泥） ③浄化槽汚泥（濃縮汚泥） ④事業系食品残渣（コーヒー粕） 合計	25,034m ³ /年 1,080m ³ /年 134m ³ /年 2,884m ³ /年 29,132m ³ /年
メタンガス利用法	①ボイラーによりメタン発酵槽加温熱源及び汚泥乾燥機熱源として利用 ②マイクロガスタービンで発電して場内利用	
汚泥有効利用方法	乾燥汚泥化し、肥料及び化石燃料の代替燃料として有効利用	
温暖化ガス削減量	CO ₂ 削減量 約1,000 t/年	
事業期間	①設計・建設期間：H21.4.1～H23.4.30 ②維持管理・運営期間：H23.5.1～R8.4.30	
事業費	建設費16億円、維持管理運営費20億円 計 36億円	



マイクログスタービン

黒部浄化センターに集約された汚泥・食品残渣などのバイオマスを、メタン発酵させ、メタンガスを取り出します。そのメタンガスは、ボイラー燃料として主に使用しており、生成した蒸気はメタン発酵後の消化汚泥の乾燥及びメタン発酵槽の加温のための熱エネルギーとして利用しています。また、メタンガスの一部は、マイクロガスタービンに発電用燃料として供給し、その発電電力は、黒部浄化センター内の動力源として使用しています。

**施設の特徴その2
(マイクログスタービン)**

メタン発酵設備で生産されたバイオガスは、ガスホルダーに貯蔵され、その後バイオガスボイラーやマイクロガスタービンに供給されます。



バイオガスボイラー

マイクロガスタービンは、コンパクトで低騒音の特徴を持った環境性能に優れた発電機であり、開放型の処理場である黒部浄化センターに適した機

施設の特徴(その他)

原料である濃縮汚泥と事業系食品残渣を混合・粉砕して生分解しやすい状態に調整したうえで、メタン発酵槽に供給します。メタン発酵槽では、あらかじめ馴染ませた消化汚泥を一定温度で滞留させておき、ここに原料を投入することにより消化汚泥に含まれるメタン発酵菌の作用で、原料中の有機成分がメタンガスに転換されます。発酵は高温発酵方式で行われています。



メタン発酵槽

**施設の特徴その1
(メタン発酵設備)**

PF I事業の期間は、施設建設に2年1カ月、維持管理・運営期間を15年間としており、平成21年4月に総額36億円で特別目的会社(SPC)である黒部Eサービス(株)と事業契約を締結しています。



足湯「ばいお〜ゆ」

種です。発電出力は95kwであり、廃熱から蒸気の回収も行い、メタン発酵槽の加温用に利用しています。令和3年度年間発電量は約25万kwh/年で、全量を施設動力として利用していますが、夜間や休日などの本施設が停止している時間帯は、黒部浄化センターに供給し、水処理施設の機器にて使用しています。

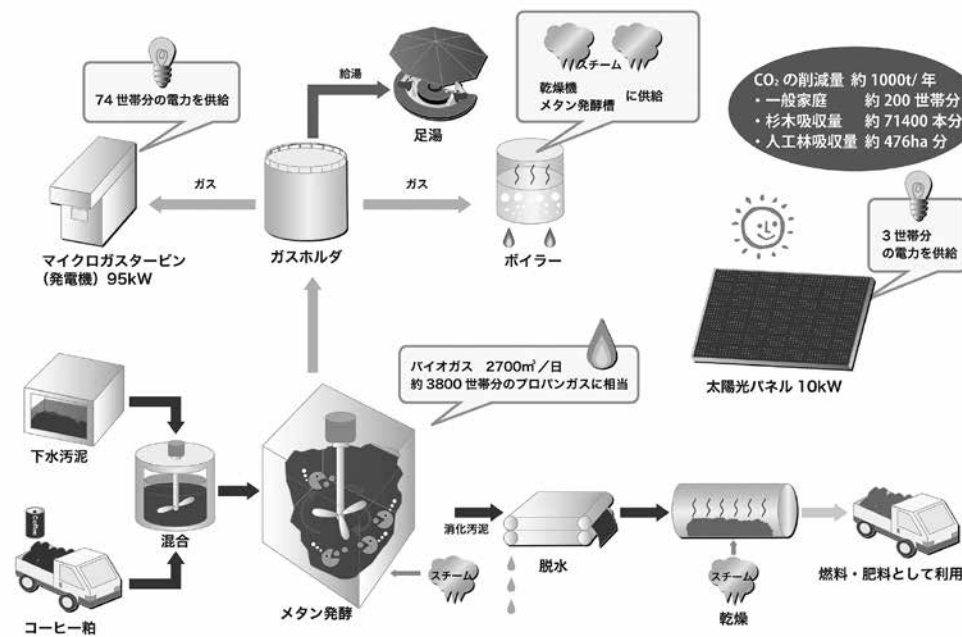
オガスボイラーから発生した蒸気は、メタン発酵槽の加温用として、また脱水汚泥の乾燥用として利用されています。含水率40%まで乾燥された汚泥には、余剰汚泥中に含まれていた窒素・リンなどの肥効成分が濃縮されているため、肥料として有効利用されているほか、民間の小規模発電事業者で発電燃料としても有効利用されています。

また、乾燥汚泥は肥料登録しており、「くろべ緑花王」の名称で市民にも無償配布しています。

終わりに

今後更なるバイオマスの確保のため、下水道への単独デイスポーザ設置の推進に努めるとともに、本年度からの新しい取組みである、下水道を通じたコーヒー粕回収により、市民一人ひとりがバイオマスに関心を寄せる機運を高めていきたいと考えています。

未来を担うエコエネルギー・バイオガス



事業系食品残渣として使用するコーヒー粕は、汚泥と比較してメタンガスが大量に発生することから、施設のエネルギー収支を安定させるために有効です。回収したメタンガスにより施設内で使用する熱を賄えるほか、余剰エネルギーで発電

することが可能となりました。令和3年度は、約82万m³/年のメタンガスが発生しており、当初計画を超える発生量となっています。加えて、本年度からは、下水道を通して一般家庭からのコーヒー粕回収を開始していま

戦後農政の転換と 富山県農業・農村の ゆくえ(2)



公益社団法人
富山県地方自治研究センター
理事長
富山大学名誉教授
酒井 富夫さん

はじめに

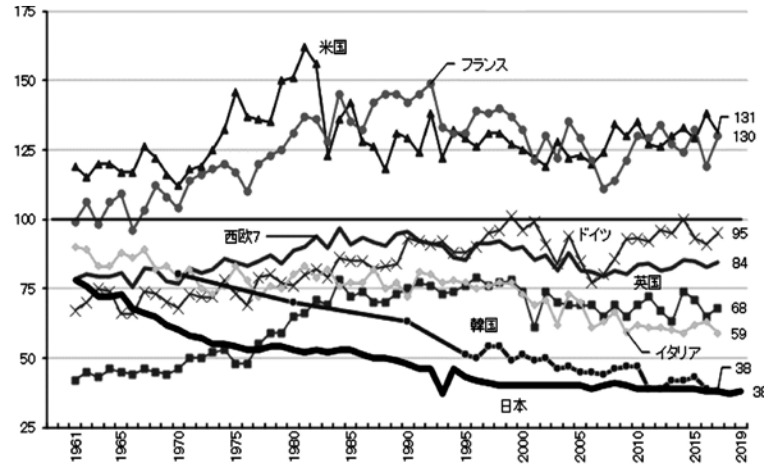
前回(1)では、我が国の食料・農業・農村政策の基本的考え方と枠組みについて概観したが(No.122)、本稿(2)では戦後採用されてきた農政の方向性と具体的内容について整理する。そこでは、EUと日本の戦後農政の流れを比較しながら、日本農政の特徴を明らかにしたい。特に、1990年代の農政改革以降の日本農政の苦悩状況について注目する。

戦後農政の展開と食料自給率

まず表1及び図1を見ていただきたい。表1は、EUと日本の戦後農政について比較したものであるし、図1は(1)で示したように農政の最終目標である食料安全保障レベルを示す食料自給率についてやはりEUと日本のそれを比較したものである。これらが示す内容を一言でいえば、EUと日本の農政は類似した方向性と内容を持っていたにも関わらず、成果としての食料自給率には大きな違いが生じているという

図1 諸外国の食料自給率(カロリーベース)の推移(試算)

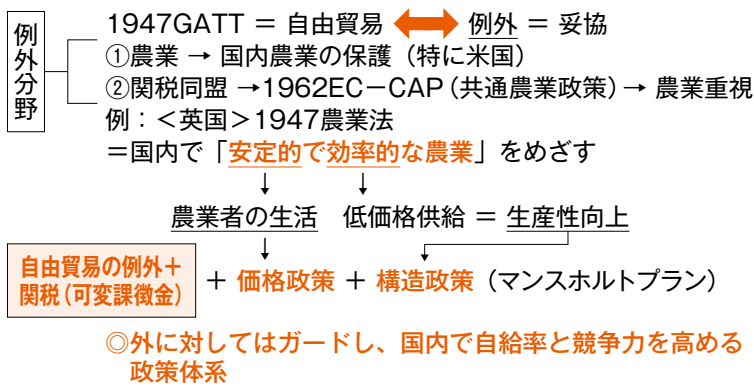
資料:農林水産省「食料需給表」、社会実情データ図録(https://honkawa2sakura.ne.jp/0310.html、2023.2.23閲覧)



(注)農林水産省「食料需給表」、FAO「Food Balance Sheets」等を基に農林水産省で試算。韓国については韓国農村経済研究院「食品需給表」、スイスについてはスイス農業庁「農業年次報告書」による。供給熱量総合食料自給率は、総供給熱量に占める国産供給熱量の割合である。なお、畜産物については、飼料自給率を考慮している。また、アルコール類は含まない。ドイツについては、統合前の東西ドイツを合わせた形で週及している。西欧7はフランス、ドイツ、イタリア、オランダ、スペイン、スウェーデン、英国の単純平均。

図2 EUの農業保護政策(典型期)

資料:筆者作成



ことである。何故であろうか。日本の食料自給率の低さは、極端である。前回(1)20頁で示したような「国境措置」が数次にわたり解除されてきたからであり、それをカバーするはずの「国内政策」も不十分であったということが容易に想定される。

2019年時点での食料自

給率(カロリーベース)は、日本38%に対し、西欧7カ国平均で84%である。輸出国としてのフランスは100%を超えているし、ドイツは95%、英国84%等の水準である。日本も1961年頃には75%程度の西欧水準の自給率があったのであり、その後高水準を維持あるいは引き上げてきた欧州

と一貫して引き下げてきた日本ということであり、非常に対照的な動きをしてきたといえる。韓国も日本の後を追うように低下させてきた。

よく「先進国の食料自給率は低くて当然」と考える向きもあるが、先進国でも食料自給率を高めている国もあるという事実を直視しなければならぬ。むしろ先進国であることにより、農業を大事にし、食料安全保障を実現しているともいえる。

戦後農政の共通点と相違点—EUと日本

戦後農政は、1990年代の農政改革を境に区分され、それ以前はケインズ政策をベースに置く「農業保護政策の典型期」とも称される時期である。90年代以降は新自由主義政策ベースに基調が移り、市場重視型農政として保護の在

り方も変化していった。

図2は、保護農政の典型期のEUの内容を示したものが、日本もおおむね同じような内容を持っていた。

戦後のGATTの時代は、90年代以降のWTOに比べ、農業に対する自由化要求は強くない、どの国も農業を重視していたことから一種の妥協として農業部門は自由化の例外として扱われていた。西欧の場合、加えて地域主義的な関税同盟(EC)を形成し、外に対してはしっかりガードする仕組みがつけられた。そのもとで、域内(国内)ではCAP共通農業政策のもと「安定的で効率的な農業」をめざして、価格政策や構造政策(1968年マンスホルトプラン)が強力に進められたのである。つまり「外に対してはガードし、国内で自給率と競争力を高める政策体系」が構築されたのである。日本でも基本的には同じ方

向性を持ったが、1954年M S A小麦輸入や1961年農業基本法では選択的拡大政策がとられたことで、トウモロコシや大豆等は二挙に輸入が増大した。米国の余剰農産物の処理を目的とした側面が強く、対米依存型体質の日本経済の状況が反映している。日本の場合、コメについては輸入規制や価格政策（60年政府米価開始）が明確であり、農業構造改善も進められた。しかし、農業基本法がめざした農地流動化・規模拡大が進められるも、思ったほどは進展せず、80年代は農業基本法の見直し機運が高まり、政策上では生産者組織が課題となり、研究上は農業の企業形態に関する「個と集団」論争が行われたりした。

農政改革

他方、EUでは70年代から

規模拡大路線への懐疑があり（70年独「バイエルンの道」(兼業農家容認)）、80年代には選別政策的な構造政策からは離れていく。80年代は、米国の輸出競争（貿易摩擦）が激しくなり、ウルグアイ・ラウンドの結果、市場刺激的な価格政策の廃止を要請される。これらを受けて、EUは新たな農政の体系を模索したが、その結果打ち出されたのがマクシヤリー改革であった。ここでは価格による保護でない新たな市場の在り方が追求され、価格政策に代わる直接支払い方式（所得政策、その後所得補てん部分は縮小）を取り入れ、環境と農村領域の貢献に対する対価としての所得政策に重点を移行した。

日本では、同様にウルグアイ・ラウンドへの対応の必要性があり、先述したとおり農業基本法の見直し（新たな農政路線の提示）も求められており、西

種苗法

政権時代の農政は、まさしく成長戦略を基調にした「アベノミクス構造改革」が主導したといえる。構造改革とは、規制緩和⇨市場化政策である。その影響は、次のように「食料」「農業」「流通」の広範囲に及んだ。

- 【食料】
- (1) 輸入自由化
- (2) 安全基準、表示制度（非関税障壁）の緩和

- 【農業】
- (3) 農地集積による規模拡大・生産性向上⇨農地中間管理機構
- (4) 農業への企業参入⇨農業経営（農地所有）への参入自由化⇨農地法・国家戦略特区、農業法人要件緩和、農業委員会改革

- (5) 農業労働力の補填⇨外国人労働力受入
- (6) 農業資材への企業参入⇨種子法・競争力強化法・

- (7) 流通への企業参入⇨農協改革
- (8) 卸売市場への民間企業参入⇨卸売市場法改正

以上に対して、農政サイドでも意見が分断され、苦悩していた農林官僚も存在したようである。「残念ながら、近年（過去の）これらの努力を台無しにしてしまうような各種貿易協定が立て続けに締結され、そんな政権に迎合するかのよう」に一方的で偏った『農政改革』が推し進められていたことは、慚愧に堪えません。きとの回顧がある。効率性と持続性の追求や「産業政策と地域政策のバランス」のなかで、日本農政はまだまだ揺れている。22年から着手した食料・農業・農村基本法の見直しに、大いに期待したいところではある。

小括（第2回）

1990年代、日本でも農村政策と環境政策を意識した「農政改革」に取り組んだ。が、その後の実際の運用は、経営体育成に力点が置かれてきた。特に、成長戦略をめざす2010年代のアベノミクス構造改革期はそこが重点課題とされたが、問題も生じていた。

今日の世界的な食料危機の現実を認識しながらも、直接支払いの実施に対しては、いまだに「需要者のニーズを考慮しない生産を助長するのではないか」「農業の体質強化にはつながらないのではないか」と岸田首相は答弁している（日本農業新聞2023.2.9）。日本農政の根本的転換は、まだ道遠しの感がある（「新しい資本主義」とは言うが）。

欧の動向を加味しながら1992年に「新政策」（新しい食料・農業・農村の方向、農林水産省）が発表された。99年には、その路線を法制化した新農業基本法（食料・農業・農村基本法）を制定する。これには経営体育成の強化とともに、地域・環境視点が提起された。従来の「効率性」追求だけでなく、「持続性」を追求することになったわけである。が、その後の実際の運用は、「経営感覚に優れた」（効率性を追求する）経営体育成に力点が置かれてきた（93年農業経営基盤強化法、09年農地法改正（農業への企業参入）。特に、10年代のアベノミクス構造改革の時期はそこが重点課題とされた（後述）。そうしたなかでも15年・20年の食料・農業・農村基本計画では、地域・環境視pointsの重要性が再確認されている。新農業基本法制定以降、環境領域では99年持続農

業法、有機JAS法、06年有機農業推進法、21年「みどりの食料システム戦略」が発表され、地域領域では00年中山間地等直接支払制度が創設され、22年から農村RMO（地域運営組織）が推進されている。また、日本では2000年代に入ってからやく半農半X等の「多様な担い手」が議論されるようになり、10年代後半に政策対象となってきた。

アベノミクス構造改革と日本農政の苦悩

90年代、日本でも一応「農政改革」は行われたのであるが、その後の運用は自由貿易をさらに深化させ、それに対応した新自由主義型の構造改革が農政の基軸になっている点が日本農政の特徴である。経営体育成も、貿易自由化への対応という側面が強い。2010年代、第二次安倍

●注釈

- (1) 荒川隆（2020）『農業・農村政策の光と影―戸別所得補償から農協改革・生乳改革まで― 真の改革を求めて―』
 - (2) 全国酪農協会p.91。同氏は他の箇所でも、次のように表現している。（両輪政策を打ち出した2015基本計画の後）「TPP、日・EU/EPA、中間管理機構法、競争力強化法、農協改革など、産業政策ばかりに注力され、農村現場に不信感が醸成」荒川p.54、また、2020基本計画は「平成末期の行き過ぎた『農政改革』から、中小家族経営の再評価、地域政策の総合化など『産業政策と地域政策の車の両輪』の2015基本計画を継続・深化」、荒川p.54と、2010年代の葛藤を振り返る。
- また、当時の霞が関の実情については、鈴木宣弘（2022）『世界で最初に飢えるのは日本―食の安全保障をどう守るか―』（講談社+a新書）pp.56―65も参照のこと。